

資料 3

第4次松戸市地域福祉計画 策定の視点について

作成：健康福祉部 地域福祉課



【添付しているイメージ図の補足説明】

○ イメージ図左側に記載されているのが、次期計画を策定する上での前提事項となります。それを踏まえて次期計画の体系図の一案を作成しました。

○ 体系図の変更点について

① 基本理念は、これまでの取り組みをベースにさらに計画内容を拡充し、地域共生社会を実現していくとの考えから従来の基本理念に加え、サブタイトルとして「～地域共生社会の実現を目指して～」を加えました。

② 重点項目・推進項目の見直しについて

地域共生社会を実現するという観点から、重点項目と推進項目を再設定することといたします。

重点項目：基本目標 2 「地域福祉推進のための担い手の育成」

(理由：地域共生社会を実現する上で、地域の多様な主体が『我が事』として参画することが前提となるため)

推進項目：基本目標 1 「相談支援・情報提供の充実」

(理由：包括的な支援体制の整備が求められているため)

推進項目：基本目標 3 「子どもや高齢者、障害者等への虐待、暴力の防止」

(理由：全国的にも虐待事案が頻発する中、地域共生社会を実現する上で、このような事案を未然防止しなければならないため)

推進項目：基本目標 4 「福祉教育の推進」

(理由：地域住民等の福祉に対する参加意識をより高めていくため)

③ 新たな取り組み課題の設定について

基本目標 1 に新たに「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を取り組み課題として設定しました。

これは、平成 31 年 4 月に「松戸市自殺対策計画」に策定されたことから、これまで同じ目標内の取り組み課題である「健康づくりの推進」に含まれていた自殺対策を独立させたものです。

(参考) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）